

国民年金のお知らせ

離婚時の年金分割制度をご存知ですか？

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

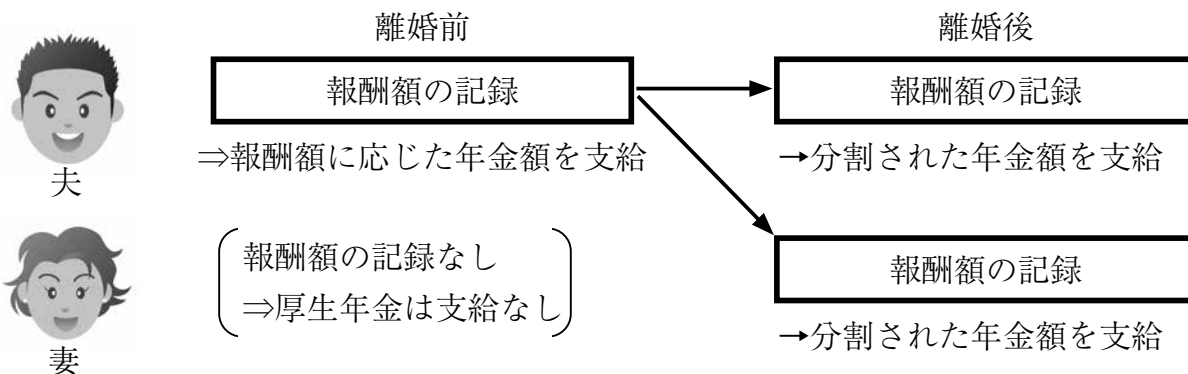
離婚後2年以内^{*}に手続きする必要がありますので、お近くの年金事務所へお早めにご相談ください。

※ 年金分割割合を定める調停等の長期化により、離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6カ月以内であれば手続き可能です。

年金分割のイメージ

サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、納付時の報酬額に応じて厚生年金が支払われます。年金分割が行われると、婚姻期間中の報酬額の記録が分割されることにより、年金額が二人で分割されます。

例) 夫の扶養に入っていて専業主婦だった方の場合 (厚生年金)



年金分割の方法 (2種類)

いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続きする必要があります。

①合意分割

- ・ 二人からの請求により、年金を分割できます。
- ・ 年金分割の割合は、二人の合意、または裁判手続きによって決定されます。

②3号分割

- ・ 国民年金第3号被保険者であった方 (サラリーマンの妻である専業主婦の方等) からの請求により、年金を分割できます。
- ・ 年金分割の割合は、2分の1です。
- ・ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象です。

お問い合わせ先 町民課 年金係 ☎ 47-4681